

議案第 1 号

太田市地域公共交通活性化協議会規約の制定について

1 協議内容

「交通政策基本法」にのっとり、「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」及び「道路運送法」に規定される事項を定め、太田市地域公共交通活性化協議会が効率的かつ効果的に機能することを目的とし、必要な事項を定めるものとして制定したいと考えております。

太田市地域公共交通活性化協議会規約

平成29年6月28日制定

(目的)

第1条 太田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議並びに形成計画の実施に関し必要な協議及び連絡調整等を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を群馬県太田市浜町2番35号 太田市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること
 - (2) 形成計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること
 - (3) 形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること
 - (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する事項
 - (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収容する対価に関する事項
 - (6) 協議会の予算及び決算の承認に関すること
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。
- 2 利用者の利便性を損なわない次に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合においては、協議会への事後報告とする。

ア 運行時刻の変更

イ 運行の回数を増加する変更

ウ バス停留所の新設

エ バス停留所の位置及び名称の変更

オ 天災や工事等の事由により、その路線が運行できない場合の路線の変更

(組織)

第4条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 市長またはその指名する者
- (2) 住民または利用者の代表
- (3) 公共交通事業者及びその組織する団体
- (4) 公共交通事業者の運転者が組織する団体
- (5) 関東運輸局群馬運輸支局長またはその指名する者
- (6) 群馬県知事またはその指名する者
- (7) 太田警察署長またはその指名する者
- (8) 道路管理者
- (9) その他市長が必要と認める者

(役員の定数及び選任)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 会長は委員の中から互選により選任する。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを選任する。

4 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は協議会を代表し、その会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計を監査する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員については、その職にあたる期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員によりあらたな委員と

なった者の任期は前任者の残存期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理のものを出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 会長が特に認めた場合、会議を省略して書面による賛否を求め、過半数の賛成をもって、会議の議決に変えることができる。

8 利用者の利便性を損なわない事項については、協議を省略することができる。この場合においては、協議会へ事後報告とする。

9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、太田市市民生活部交通対策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成29年6月28日から施行する。